

1. FX業者のモニタリング

- 本年8月28日、金融庁において本事務年度の「実践と方針」を公表した。本日は、「実践と方針」のうち、貴協会及び会員との関わりが特に深い箇所を説明したい。
- 店頭FX業者に係る金融行政上の課題として、昨事務年度に引き続き、決済リスク管理態勢の強化への取組みを掲げている。
- 昨年事務年度は、「店頭FX業者の決済リスクへの対応に関する有識者検討会」の報告を踏まえ、店頭FX業者に対して、①リスク情報の開示、②ストレステストの実施、③取引データ報告制度の導入、これら3つの施策に関する内閣府令の改正等の制度整備を行った。
- このうち、①リスク情報の開示については、先月施行され、先月末のカバー取引の状況などを今月20日までに開示していただくこととなっている。今月に入り、既に複数の業者が情報を開示していることを確認しているが、施行後初めての開示となるため、適切な対応をお願いしたい。
- ②ストレステストについては、貴協会を通じて、店頭FX会員各社の準備状況や試算状況を確認させていただいているが、来年1月の制度開始に向けて、システム開発や態勢整備が遅れている店頭FX会員もあることから、適切な対応を行っていただきたい。来年1月のストレステストの開始以降は、ストレステストの結果を踏まえ、店頭FX会員各社の決済リスク管理態勢について、経営健全性の確保の観点からモニタリングを行っていきたい。
- ③取引データ報告制度については、具体的な実施方法を定めた協会規則が本年8月に制定され、金融庁において告示指定の手続きを行うところ。令和3年4月の制度開始に向けて、貴協会及び店頭FX会員各社におかれては、システム構築などの対応をお願いしたい。

2. 法令遵守を踏まえた適切な業務運営

- 本年8月、証券取引等監視委員会から、東郷証券に対する行政処分

を求める勧告が行われたことを受けて、当社の登録取消処分を行った。当社においては、長期間にわたり、組織的に顧客への損失補填が行われていたことに加え、損失補填について自らは是正を図るための内部管理態勢及び経営管理態勢が欠如している状況が認められた。これはF X業界が近年築き上げてきた信頼を揺るがしかねない事態であり、貴協会のF X会員からこのような事案が発生したことは誠に遺憾である。

- F X取引については、2005年に規制が導入されて以降、所要の規制が追加され、業界の適正化が図られてきたと考えられる。F X取引に係る苦情の件数は総じて減少傾向にあるものの、対面取引を行った顧客を中心に、取引の勧誘・説明に関する苦情が一定程度継続的に寄せられている状況にある。
- F X業界の持続的な成長には適切なサービスの提供を通じて投資家から信頼を得ることが不可欠である。F X会員各社におかれては、顧客の属性を踏まえた勧誘・説明や、苦情への真摯な対応など、法令等を遵守した適切な業務運営を行っていただくようお願いしたい。

3. 相場急変に備えた対応

- 本年1月の円フラッシュ・クラッシュ、昨年8月及び本年8月のトルコリラの急落など、相場急変が度々発生しており、多数の顧客が損失を被っている。本年4月末からの10連休においては、大きな為替変動もなく、また、貴協会及びF X会員各社から、10連休に係る留意事項について丁寧な注意喚起を行っていただいたこともあって、特段の混乱は生じなかったが、商いが薄い年末年始、GW、お盆休みなどの長期間の休みにおいては相場が変動しやすいため、今後とも警戒感を持って適切な対応をお願いしたい。
- また、足元では、英国のEU離脱問題や、米中貿易摩擦の影響による世界的な景気後退懸念、北朝鮮及び中東情勢の緊迫化など、相場急変リスクは依然として高く、警戒が必要である。F X会員各社におかれては、顧客に対して情報提供と注意喚起を十分行い、状況に応じて、建玉限度額の引下げやロスカット率の引上げなど、顧客保護に必要な対応を機動的に行っていただくようお願いしたい。
- なお、ロスカットに関しては、ストレステスト等と同様に、有識者

検討会において、監視間隔の短縮が提言されたことを受けて、貴協会ではロスカット監視間隔を規定する規則の見直しに取り組んでいると承知している。この機会に、ロスカトルールに係る改善点・課題を議論いただき、必要な規定の整備を行っていただきたい。

4. 金先外務員の旧姓使用について

- 本年4月22日に開催された規制改革推進会議において、女性活躍の環境整備を図るために「各種国家資格等における旧姓使用の範囲拡大」について審議され、その中で保険募集人の旧姓使用が取り上げられた。
- 金融庁からは、監督指針の改正や保険募集人の登録システムの改修など、必要な対応を行うとともに、業界に対しても環境整備を要請していく考えを表明したところ。
- 金融庁では、金先外務員についても同様の対応をしていきたいと考えており、今後、監督指針などの改正や外務員登録システムの改修を行うこととしている。外務員の登録事務を行う貴協会にはシステム改修に向けてご協力いただいております。また、会員各社におかれても、旧姓使用を希望する社員について、その希望を尊重した対応を行っていただきたい。
- これは金融業界における女性活躍をこれまで以上に推進していくとの趣旨で行うものであり、ご理解ご協力をお願いしたい。

(以 上)